

貝がら節祭り事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝がら節祭り事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、貝がら節祭りの実施に要する経費を補助することにより、観光客を誘致し、もつて本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、貝がら節祭りとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う貝がら節祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費（食糧費及び宗教的行事に係る経費及び寄附金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(概算払)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)本補助金の増額

(2)本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、気高町総合支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。